

事務事業評価資料

施策名	安全・安心な社会づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	在宅歯科診療設備整備費補助		担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243						
事業目的	通院困難な高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上									
事業内容	補助対象：歯科医療に関し地域の中核的な病院 補助対象経費：在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等の初度整備費 補助率（負担割合）：2/3（国1/3、県1/3、事業者1/3）			事業開始年度	平成21年度					
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額				
	事業費	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(6,064千円) 12,127千円				
	人件費	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	836千円 0.1人				
	総コスト（+）	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	12,963千円 0.1人				
事業の目標	圏域内で中核となる在宅歯科医療機関を2か年で10箇所整備			[目標設定理由] 2次保健医療圏域に1箇所を基本とし県内10圏域に整備することで、県内全域での在宅診療を確保することができる。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率（%）			
		目標値	年度				H19	H20	H21	
		圏域内で中核となる在宅歯科医療機関の整備箇所数	10箇所	22年度	-	-	5箇所 (2,593千円)	-	-	50.0%
評価結果	必要性	<p>・高齢化の進展に伴い、高齢者の健康増進、誤嚥性肺炎（ ）の予防等の観点から口腔機能の維持が重要な課題となっており、通院が困難な寝たきり患者への訪問歯科診療の推進が求められている。</p> <p>・また、平成20年度に新設された国庫補助金を活用して整備することについて歯科医師会からも強い要望があり、県としても兵庫県保健医療計画に基づき、在宅歯科診療の普及向上を図ることを目的に整備を推進する。</p> <p>（ ）細菌が唾液や胃液とともに肺に流れ込んで生じる肺炎</p>								
	有効性	<p>・2次保健医療圏域に中核として地域全体を指導できる歯科医療機関を各1箇所整備することで、県内全域での在宅歯科診療を確保することができる。</p>								
	効率性	<p>・国庫補助を活用した在宅歯科診療設備整備費補助は、国：県：事業者が1：1：1の割合で負担しており、補助対象者は歯科医師等養成講習会修了者であり効率的な執行が見込める。</p> <p>・また、兵庫県の受講者枠は7名となっていることから、平成21年度は5箇所整備し、2か年で10箇所整備する予定である。</p>								
	民間・市町との役割分担	<p>・兵庫県保健医療計画に基づき、在宅歯科診療を推進するため、県歯科医師会との連携のもと、平成20年に新設された国庫補助制度を活用し、診療設備整備費に対し補助を行う。</p>								
	受益と負担の適正化	<p>・在宅歯科診療を行うことにより、事業者に診療報酬等の受益が発生することから、診療設備整備費の一部の負担を求めることとしている。</p>								
実施方針	方向性	新規		拡充		継続		実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	<p>高齢者の増加に伴い要介護者が増加傾向であるが、要治療を含めた口腔機能の維持向上が必要な高齢者は多く、摂食咀嚼嚥下障害（ ）による全身状態の悪化や、誤嚥性肺炎に罹患する患者も見受けられる。</p> <p>2次保健医療圏域に中核として地域全体を指導できる歯科医療機関を各1カ所整備することで、周辺地域全体で通院困難な高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上を図ることを目的に、国庫補助制度を活用し県内10圏域において整備を推進する。</p> <p>（ ）食べ物を口から胃や腸などの消化管へ送り込むための一連の流れが障害されている状態（思うように咀嚼できない、あるいは飲み込みにくい等の状態）</p>									